

質疑応答集

Q 1. 同条件での契約年数の延長は出来ますか。
A 1. 契約期間終了時には、改めて入札を実施する予定のため、随意契約による契約（年数）の延長は出来ません。
Q 2. 複数台数の物件について、賃料は当該台数分を支払い、実際には1台に集約することは可能ですか。（売り上げに応じた適正台数に整理することで、作業効率の改善や省エネ化が図れます。）
A 2. 自動販売機を設置していただくことが貸付の条件となりますので（契約書第2条）、自動販売機を設置いただけない場合は、用途指定違反で契約の解除（契約書第19条）となります。{入札実施要領 P11～13 契約書標準書式 をご参照ください。} 売り上げに応じた適正設置台数については、今後、施設の所管課において状況をみながら判断させていただきます。
Q 3. 神戸市内に営業拠点がいないため、神戸市税の未納がないことの証明書を提出できない場合、何か書類の提出が必要ですか。
A 3. 神戸市内に営業拠点がいない等、神戸市に納付すべき税金がない場合は、納税証明書の代わりに納税義務がないということの「申立書」を提出していただきます。「申立書」の用紙は、落札通知書と併せてお送りする予定です。（入札実施要領 P 8～9 6 契約の手続き (1)③をご参照ください。）
Q 4. 販売品目について、物件番号毎に販売品目の記載がありますが、記載のタイプしか設置できないのですか。例えば「缶・ペットボトル飲料」「ペットボトル及び缶等」「清涼飲料水（缶、ペットボトル飲料）」のところに紙パックまたはカップ式の提案ができますか。また「カップ式清涼飲料水」のところに紙パックの提案ができますか。「清涼飲料水」のところは、缶・ペットボトル、紙パック、カップ式のいずれでも提案できますか。
A 4. 物件調書の販売品目に「缶・ペットボトル飲料」「ペットボトル及び缶等」「清涼飲料水」「清涼飲料水（缶、ペットボトル飲料）」と記載のある施設の販売品目については缶・ペットボトル飲料を必ず含む自動販売機に限らせていただきます。また、「カップ式清涼飲料水」と記載のある施設の販売品目についてはカップ式清涼飲料水に限らせていただきます。